

建築物省エネ性能向上認定に必要な図書

申請添付図書

性能向上計画認定の申請に必要な添付図書は省令で定めるが、具体的には申請する建築物の用途等に応じ以下の表イから表ハに掲げる図書が必要となる。なお、いずれの認定においても変更申請の場合は、対象となる建築物の認定通知書またはその写しが必要となる。また、その場合の添付図書については、変更に係るもののみの提出でよい。

イ 建築物の構造等に関する図書（性能向上計画認定の例）

図書の種類	明示すべき事項
設計内容説明書※	建築物のエネルギー消費性能が法第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合するものであることの説明
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺及び方位
	敷地境界線、敷地内における建物の位置及び申請に係る建築物と他の建築物との別
	空気調和設備等及び空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備（以下、この表において「エネルギー消費性能向上設備」という。）の位置
仕様書（仕上げ表を含む。）	部材の種類及び寸法
	エネルギー消費性能向上設備の種別及び内容
各階平面図	縮尺及び方位
	間取り、各室の名称、用途及び寸法並びに天井の高さ
	壁の位置及び種類
	開口部の位置及び構造
	エネルギー消費性能向上設備の位置
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式
用途別床面表	用途別の床面積
立面図	縮尺
	外壁及び開口部の位置
	エネルギー消費性能向上設備の位置
断面図又は矩計図	縮尺
	建築物の高さ
	外壁及び屋根の構造
	軒の高さ並びに軒及びひさしの出
	小屋裏の構造
	各階の天井の高さ及び構造
	床の高さ及び構造並びに床下及び基礎の構造
各部詳細図	縮尺
	外壁、開口部、床、屋根その他断熱性を有する部分の材料の種別及び寸法
各種計算書等	建築物のエネルギー消費性能に係る計算その他の計算を要する場合における当該計算の内容

ロ 建築物のエネルギー消費性能に関する図書

図書の種類		明示すべき事項
機器表		
空気調和設備		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の種別、仕様及び数
空気調和設備以外の機械換気設備		給気機、排気機その他これらに類する設備の種別、仕様及び数
照明設備		照明設備の種別、仕様及び数
給湯設備		給湯器の種別、仕様及び数
		太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、仕様及び数
		節湯器具の種別及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、仕様及び数
仕様書		
昇降機		昇降機の種別、数、積載量、定格速度及び速度制御方法
系統図		
空気調和設備		空気調和設備の位置及び連結先
空気調和設備以外の機械換気設備		空気調和設備以外の機械換気設備の位置及び連結先
給湯設備		給湯設備の位置及び連結先
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の位置及び連結先
各階平面図		
空気調和設備		縮尺
		空気調和設備の有効範囲
		熱源機、ポンプ、空気調和機その他の機器の位置
空気調和設備以外の機械換気設備		縮尺
		給気機、排気機その他これらに類する設備の位置
照明設備		縮尺
		照明設備の位置
給湯設備		縮尺
		給湯設備の位置
		配管に講じた保温のための措置
		節湯器具の位置
昇降機		縮尺
		位置
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備		縮尺
		位置
制御図		
空気調和設備		空気調和設備の制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備		空気調和設備以外の機械換気設備の制御方法
照明設備		照明設備の制御方法
給湯設備		給湯設備の制御方法
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備		空気調和設備等以外のエネルギー消費性能向上に資する建築設備の制御方法

ハ 建築物に住戸が含まれる場合の住戸のエネルギー消費性能に関する図書

図書の種類	明示すべき事項
機器表	
空気調和設備	空気調和設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
空気調和設備以外の機械換気設備	空気調和設備以外の機械換気設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
照明設備	照明設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
給湯設備	給湯器の種別、仕様、数及び制御方法
	太陽熱を給湯に利用するための設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法
	節湯器具の種別、位置及び数
空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備	空気調和設備等以外のエネルギー消費性能の向上に資する建築設備の種別、位置、仕様、数及び制御方法

上表における各図書の概要について、以下に記載する。

a. 設計内容説明書

認定基準適合の根拠となる設計の内容を説明するための書類。設計内容、記載図書等を記載するとともに設計内容確認欄などを設ける。

b. 各種図面・計算書

認定申請する対象建築物が、申請書に添付された設計内容説明書のとおりに設計されていることを確認するための書類。

(一次エネルギー消費量の計算書、外皮平均熱貫流率、平均日射熱取得率、PAL*計算書、エネルギー消費性能の向上に資する建築設備に係る資料)

c. その他必要な書類等(所管行政庁が必要と認める図書)

審査機関の技術的審査をあらかじめ受けてきた場合における当該機関が発行する適合証(技術的審査を受けた設計内容説明書を添付)

d. 建築確認に関する申請図書

性能向上計画認定において、法第30条第2項により建築確認審査の申し出を併せて行う場合は、建築確認の申請図書を提出する。この際、建築確認の申請に係る図書の省略については、建築基準法の取り扱いに従う。

その他書類

- ① 認定通知書
- ② 不認定通知書
- ③ 変更認定の通知書
- ④ 認定取消通知書